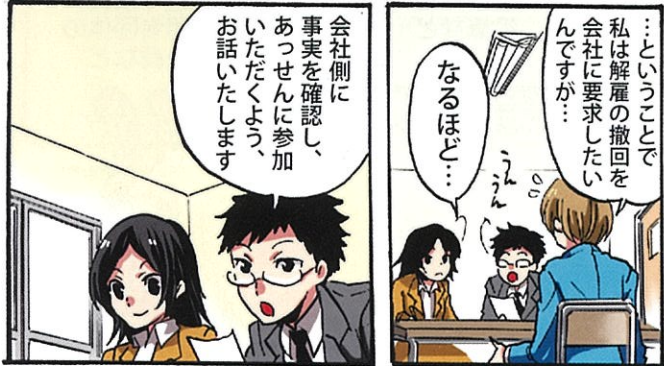
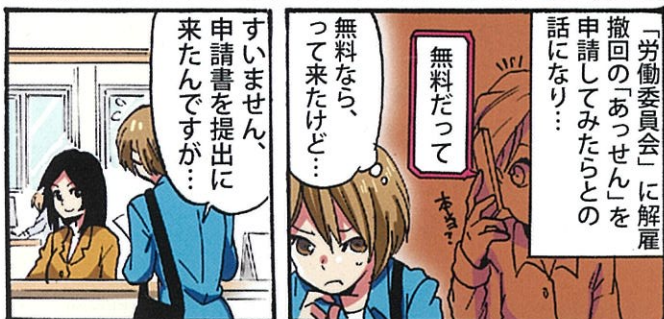


個別労働紛争あっせんのながれ



佐賀県労働委員会

労働委員会は労使紛争解決のお手伝いをする県の行政委員会です。

0952-25-7242

FAX : 0952-25-7324

E-mail : roudoui@pref.saga.lg.jp

佐賀県労働委員会

検索

■相談時間 平日8:30~17:15 ※土日祝は休み

- ・相談や申立て、制度の利用はすべて**無料**です。
- ・面接相談は、事前の電話予約をお願いします。

〒840-8570 佐賀市城内一丁目6番5号
佐賀県庁 南館3階



トリプルアッセンズ



公労使の三者(トリプル)による合議・調整(あっせん等)で労使間の紛争解決をお手伝いする佐賀県労働委員会のキャラクター。

よく聴くうさぎの「ミミット」、よく見る猿の「メンキー」、結びつけることが得意な謎の生物「ミディエ(和解の意)」です。

職場のトラブル解決は、
私たちにまかせて！

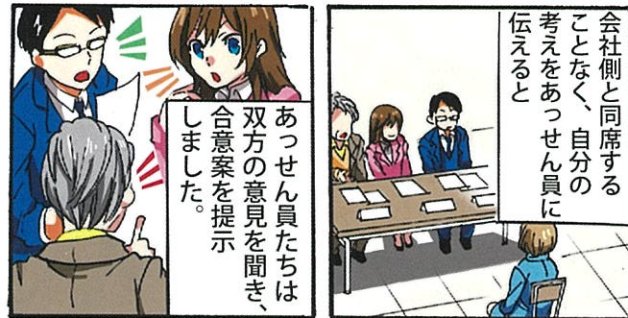


「個別労働紛争あっせん制度」
のお知らせです。

佐賀県労働委員会

佐賀県
http://www.pref.saga.lg.jp/

※あっせんの結果、合意ができなかった場合は「打切り」となります。



■相談できる内容は？

解雇、雇止め、賃金未払、パワハラ、配転命令、解雇予告手当、賃金カットなどの使用者と労働者の間のトラブル

■制度を利用できる人は？

県内の事業所に勤務している労働者や県内事業所の使用者の方



まずは、お電話(0952-25-7242)で
ご相談ください。

■労働委員会の特徴は？

～三者の立場の委員がトラブル解決をサポートします～
公益委員・労働者委員・使用者委員、各5名ずつの計15名が任命されています。
あっせんには、このうちの3名(各側1名)が、参加します。

労働委員会

公益委員

弁護士、
大学教授など

労働者
委員

労働組合
役員など

使用者
委員

企業の役員、
使用者団体の
役員など

労働委員会事務局



個別労働紛争あっせん制度

労働者個人と使用者との間に起った紛争について、双方の主張を確かめながら調整し、合意文書を作成するなどにより、1か月前後の間に解決するように無料でお手伝いする制度です。
労働委員会の会長が指名した3人のあっせん員が労働者側、使用者側の双方に寄り添ってお手伝いするのが特徴です。